

最高裁判所職員住宅跡地（白山四丁目国有地）の活用の方向性について

1 概要

- 最高裁判所職員住宅跡地（白山四丁目国有地）は、令和元年 12 月に有効性が高く希少な国有地として、将来世代におけるニーズへの対応のため、国が所有権を留保しつつ定期借地権による貸付を行う、「留保財産」として指定された。
- 当該国有地は、本区においては貴重な用地であり、さまざまな行政課題に対応できる可能性を持っていることから、活用が想定される施設について、令和 5 年 10 月及び令和 6 年 7 月に地域住民と意見交換会を実施した。
- 今回、意見交換会でのご意見・ご要望をもとに、当該国有地における地域・社会のニーズを踏まえた最適利用を実現するための活用の方向性を取りまとめた。
- 今後は、上記の方向性に基づき「活用方針素案」を作成し、住民説明会等を通じて地域住民の意見等をさらに把握した上で、令和 7 年 3 月を目途に「活用方針案」としてまとめたものを国へ提出し、当該国有地の早期活用に向けての具体化を図る。

2 最高裁判所職員住宅跡地について

所在地（地番表示）：文京区白山四丁目 126-7

敷 地 面 積：1154.60 m²

用 途 地 域：第一種低層住居専用地域

周 辺 状 況：敷地南西に小石川植物園、北西に区立第十中学校



周辺状況図

3 活用の方向性について

さまざまな行政課題・地域課題の解決に資する施設として整備を図るため、整備主体となる民間事業者に対し、以下の機能等の導入を求める。

(主な整備内容)

施設名	施設内容	想定面積
小規模多機能型 居宅介護事業所	文京区内に在住し、介護が必要な高齢者が、在宅での生活が継続できるよう、本人の状態や希望に応じて、通いや訪問、宿泊を組み合わせて、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練等を受ける施設	500 m ² 程度 (登録定員:29名想定)
認知症高齢者 グループホーム	文京区内に在住し、介護が必要な認知症高齢者が、食事や入浴などの介護や日常生活上の世話、機能訓練等を受けながら共同生活をする施設	500 m ² 程度 (定員:18名想定)
多目的スペース・ 屋外広場	地域の団体や住民も利用できる相互交流等の場として活用できるスペース	—

4 今後のスケジュール (予定)

- 令和6年11月 活用方針素案に対する住民説明会等
- 令和7年 3月 国へ活用方針案提出
- 6月 国有財産地方審議会 (国の利用方針の決定)
- 令和7年度 国の利用方針に基づき、区が整備事業者公募
- 〃 整備事業者決定
- 〃 国と事業者間で有償貸付合意締結